

令和3年度

# 「市県民税申告」及び「所得税の確定申告」 が始まります

必要な書類などを準備して、早めに申告をしてください。

※必要な書類については、4ページをご参照ください。

※小城市での申告相談会場の日程は16ページをご参照ください。

## 申告会場にお越しになる方へ

～ 新型コロナウイルス等の感染症予防対策にご協力ください～



### ○入場時の検温の実施

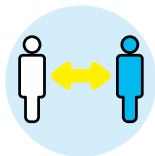
申告会場への入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りさせていただきます。

発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いいたします。



### ○マスクの着用、手指消毒のお願い

会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等で手指消毒をお願いいたします。



### ○少人数での来場

会場には、申告される方おひとりでお越しください。

介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

市県民税申告書の作成及び市県民税額の試算は小城市ホームページ上からも可能です。

ご自宅のパソコンから簡単に利用できる住民税額シミュレーションシステム（令和3年2月初旬より利用開始予定）をぜひご活用ください。

## ●佐賀税務署での申告が必要な方●

次の確定申告は、市では受付できません。

該当される方は税務署での確定申告または国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』をご利用ください。

- 1 収支内訳書を作成されていない方
- 2 青色申告をする方
- 3 分離課税の申告をする方  
(土地・建物・株式等の譲渡、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算、先物取引、利子所得、山林所得など)
- 4 配当所得がある方
- 5 初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- 6 外国税額控除を受ける方
- 7 雑損控除を受ける方
- 8 肉用牛の売却による(事業)所得がある方
- 9 令和元年度(平成31年度)以前の確定申告をする方
- 10 納税者が死亡したときの確定申告(準確定申告)に該当される方

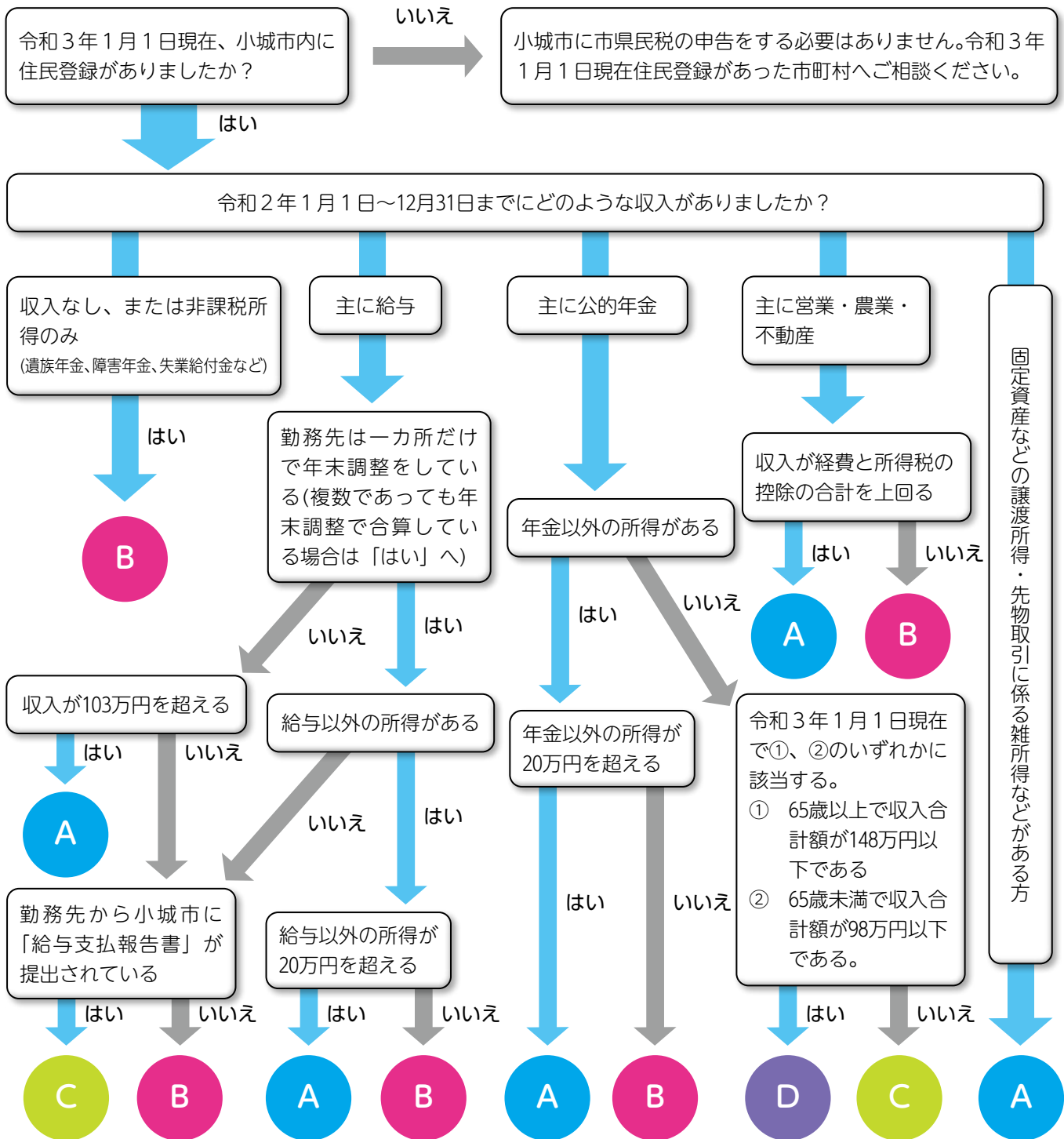
申告会場にお越しになる前に、ご自身の申告内容が上記の申告にあたらないかどうかご確認ください。  
なお上記以外でも、内容によっては税務署での申告をご案内する場合がありますのでご了承ください。

●お問い合わせ先 小城市役所 税務課 課税係 ☎37-6103

★申告は、正しく、お早めに➡申告期限は3月15日(月)です！

# 申告フローチャート ～あなたは申告が必要？～

## ★申告書提出先の確認



## ★令和3年1月1日現在、小城市に住民登録がある方で申告がない(収入状況が分からない)と……

(1) 所得証明書などの証明書が発行できません。

<例> 育英資金貸付、国民年金保険料免除 等

(2) 各種行政サービスの手続きができません。

<例> 公営住宅、児童手当 等

※ (1)(2) については例示している申請以外にも必要な場合がありますので、詳しくは申請先へご確認ください。

(3) 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定や軽減判定ができません。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている人及びその世帯の方(被扶養者・未成年者は除く。)の中に所得が不明な人(未申告の人)が一人でもいると、本来受けられるはずの給付や軽減措置を受けられないことがあります。収入がない方でも必ず申告してください。

チャートの判定結果		申告書の提出先
A	<p><b>所得税の確定申告が必要です。</b></p> <p>国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成することができます。作成した確定申告書はe-Taxで送信するか、印刷して郵送または持参により提出してください。また、スマートフォンを使って所得税の確定申告もできますので、活用をご検討ください。</p> <p>所得税の確定申告を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。</p> <p>確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」に該当する場合は必ず記入してください。</p>	<p>佐賀税務署</p> <p>〒840-8611 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎</p>
B	<p><b>市県民税の申告が必要です。</b></p> <p>6～15ページを参考に、添付の申告書に必要事項をご記入いただき郵送または持参のいずれかで提出してください。</p> <p>市県民税申告書の作成及び市県民税額の試算は小城市ホームページ上からも可能です。ご自宅のパソコンから簡単に利用できる住民税額シミュレーションシステム（令和3年2月初旬より利用開始予定）をぜひご利用ください。</p>	<p>小城市役所 税務課</p> <p>〒845-8511 小城市三日町長神田2312番地2</p> <p>※申告会場にて申告書を作成・提出される場合は、4ページをご参照ください。</p>
C	<p>場合によっては所得税の確定申告、市県民税の申告が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆年金・給与収入から所得税が源泉されていて、控除を追加したい場合 →税務署に確定申告の提出が必要となります。</li> <li>◆収入が年金のみで、所得税が源泉徴収されず、控除を追加したい場合 →市役所に市県民税の申告書を提出してください。</li> </ul>	
D	<p>所得税の確定申告、市県民税の申告は必要ありません。</p>	

★申告書提出期限は3月15日(月)です。

## 所得税の確定申告(還付申告も含む)は佐賀税務署へ!

令和3年1月25日(月)～2月15日(月)まで

**佐賀税務署** 佐賀市駅前中央3丁目3番20号

令和3年2月16日(火)～3月15日(月)まで

**メートプラザ佐賀** 佐賀市兵庫北3丁目8番40号

※この期間中(2/16～3/15)は、佐賀税務署には申告会場を開設されていませんのでご注意ください。

**受付時間** 午前9時から午後4時まで

※新型コロナウイルスへの感染予防として会場への入場には「入場整理券」が必要です。

申告会場の混雑緩和のため、状況に応じて早めに受付を終了し、後日の来場をお願いすることもあります。  
※土曜日、日曜日及び祝日は休みとなります。



【休日の申告受付日】令和3年2月21日(日)と令和3年2月28日(日)の2日間です。

**佐賀税務署 (0952) 32-7511**

確定申告に関するお問い合わせ

「0」番を  
プッシュ

【開設期間：令和3年1月14日～3月15日】  
所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関するお問合せ【確定申告テレホンセンターの担当者におつなぎします。】

国税に関する一般的なお問い合わせ

「1」番を  
プッシュ

【電話相談センターの担当者におつなぎします。】



# 申告会場はこちらです

≪主会場≫ 小城市役所 西館  
住所：三日月町長神田2312番地2



≪小城会場≫ まちなか市民交流プラザ「ゆめぶらっと小城」  
住所：小城町253番地21



≪牛津会場≫ 牛津公民館  
住所：牛津町柿樋瀬1100番地1



≪芦刈会場≫ 芦刈保健福祉センター ひまわり  
住所：芦刈町三王崎1522番地



## ～申告の際に必要なもの～

### 市県民税申告、所得税の確定申告共通

申告会場では、面談により申告書を作成、提出していただきます。次の必要書類を準備して、申告受付期間中に申告会場へおいでください。ただし、内容によっては市の会場で受付ができないため、税務署での申告をご案内することがあります。あらかじめご了承ください。

#### ① 令和2年中の収入に関する書類

- ・給与収入、公的年金収入のある方…「源泉徴収票」(コピー不可)
- ・営業所得、農業所得、不動産所得のある方…収入金額と必要経費をまとめた「収支内訳書」  
※必ず事前に内訳内容の記載をお願いします。
- ・生命保険や損害保険の満期金、個人年金のある方…「支払明細書」
- ・その他の収入のある方…収入金額がわかるもの

#### ② 控除に関する書類

- ・社会保険料控除…控除証明書又は領収書
  - ・生命保険料控除、地震保険料控除(旧長期損害保険料)…支払保険料の控除証明書
  - ・医療費控除について…別紙医療費控除の明細書をご参照ください。
  - ・障害者控除…障害者手帳
  - ・その他控除に必要な領収書又は証明書など(参考 主な所得控除の一覧(P8~9)をご覧ください。)
- ※扶養控除をされる方は、他の方がすでに扶養控除を申請されていないか事前に確認してください。

#### ③ その他

- ・印鑑(認め印で可)
- ・マイナンバーカード(持っていない方は、マイナンバーの分かる書類と身分証明書)
- ・所得税の還付申告の場合は、申告者本人名義の預金通帳など、金融機関名・口座番号の分かるもの

# 新型コロナウイルス感染症に関する給付金の課税上の取扱いに関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、国や地方公共団体から個人に対して支給された給付金、助成金、協力金など（以下「給付金」といいます。）については、所得税法上、その支援の対象者や目的などにより、課税関係が異なります。主な給付金の課税関係については、以下の（参考）をご確認ください。

なお、以下の（参考）に記載がない給付金の課税関係については、その給付金の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

## （参考）新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な給付金等の課税関係 （令和2年10月23日現在）

非 課 税	<b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条） ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）
	<b>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</b> ・特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号） ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）
	<b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b> ○学資として支給される金品（所得税法9条1項15号） ・学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号） ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券
課 税	<b>【事業所得等に区分されるもの】</b> ・持続化給付金（事業所得者向け） ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営継続補助金 ・文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・雇用調整助成金 ・小学校休業等対応助成金 ・小学校休業等対応支援金
	<b>【一時所得に区分されるもの】</b> ・持続化給付金（給与所得者向け） ・Go Toキャンペーン事業における給付金
	<b>【雑所得に区分されるもの】</b> ・持続化給付金（雑所得者向け）

## 注意事項

○課税対象となる給付金であって必ずしも税負担が生じるものではありません。

### ◆ 事業所得等に区分される給付金

支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。

また、給付金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合や、収支が黒字であっても医療費控除などの所得控除を差し引いた残額がない場合などには、所得税の負担は生じません。

ただし、市県民税においては、均等割の負担が生じる場合があるためご注意ください。

### ◆ 一時所得に区分される給付金

一時所得は、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されます。他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

### ◆ 所得区分にかかわらず給与所得のある方に支給する給付金

一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、税務署への確定申告は不要とされています。ただし、市町村への市県民税の申告は給付金の金額に関わらず必要なためご注意ください。

# 実際に申告書を作ってみよう

## 所得の種類

種 類		内 容	計 算 方 法 等
事業所得	営業など	卸売業、小売業、飲食店業、サービス業、などのいわゆる営業から生ずる所得や、外交員、医師、弁護士などの事業から生ずる所得	営業など、農業、不動産の所得は、収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。これら3つの所得のいずれかがある方は、種類ごとに収入金額や必要経費などをまとめた収支内訳書を作成してください。
	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
不動産所得		地代、家賃、土地家屋の権利金などの貸付けから生ずる所得	
給与所得		給与、賃金、賞与などの所得（アルバイト、パートタイムによる収入を含む）	所得金額は7ページの給与所得の計算方法により算出します。
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金および公務員の共済年金などの所得	所得金額は7ページの公的年金等に係る雑所得の計算方法により算出します。
	業務	原稿料、印税、講演料、副業（営利を目的とした継続的なもの）による収入	業務の雑所得は、収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。
	その他	個人年金などの公的年金等にも業務にもあてはまらない所得	その他の雑所得は、収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。
一時所得		生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金、懸賞当せん金、競馬などの払戻金による所得	一時所得は、収入金額から必要経費を差し引き、さらに、50万円を差し引いた額を2分の1した金額（マイナスの時は0）になります。
総合課税の譲渡所得		車輜、機械、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得	資産の取得の日以後5年以内に譲渡したものを短期譲渡所得、5年を超えてから譲渡したものを長期譲渡所得といいます。資産を売った金額から取得費と譲渡費用を引き、さらに、特別控除（最大50万円）を差し引いた金額が所得金額です。
配当所得		法人から受ける配当や投資信託などの収益の分配による所得	上場株式などに係る配当所得（発行済株式総数の5%以上の株式に係るものを除く）については申告の必要はありません。
利子所得		預金や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得	一般的に利子所得は源泉分離課税ですから申告の必要はありません。ただし、国外の銀行などの預金の利子など、源泉徴収されないものなどは申告が必要です。
分離課税の譲渡所得		土地や建物、株式などの資産を譲渡したときに生ずる所得	計算方法など詳しくは佐賀税務署(32-7511)へお尋ねください。
山林所得		山林を伐採して譲渡したり、山林を立木のままで譲渡したりすることにより生ずる所得	
退職所得		退職手当や一時恩給など退職に際して勤務先から受けるもの	通常、退職所得は会社が退職金にかかる税金を納付済のため、申告の必要はありません。ただし、退職所得の受給に関する申告書を会社に提出されていない時は、申告が必要な場合があります。

## 所得の求め方

### ● 給与所得の計算方法

給与収入金額	給与所得金額	
550,999円 以下	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 = A (千円未満切り捨て)	(A) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		(A) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		(A) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円 以上	収入金額 - 1,950,000円	

※収入金額が660万円未満である場合には、「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を求めます。

### ● 公的年金等に係る雑所得の計算方法

<65歳未満の方※昭和31年1月2日以降に生まれた方>

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
400,000円 以下	0円	0円	0円
400,001円～ 500,000円			
500,001円～ 600,000円		収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
600,001円～1,299,999円	収入金額 - 600,000円		
1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

<65歳以上の方※昭和31年1月1日以前に生まれた方>

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
900,000円 以下	0円	0円	0円
900,001円～1,000,000円			
1,000,001円～1,100,000円		収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
1,100,001円～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円		
3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 以上	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円



# 主な所得控除の一覧

令和3年度 市県民税(令和2年分所得税)

控除の種類		控除額(市県民税)	控除額(所得税)	要件	
社会保険料控除		支払った社会保険料の金額		本人や本人と生計をともにする親族のために国民健康保険料、後期高齢医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合	
生命保険料控除		詳しくは10ページをご覧ください。			
地震保険料控除	地震保険料	支払金額		地震保険の保険料(旧長期損害保険料を含む)や掛け金を支払った場合 ただし、市県民税の地震保険料と旧長期損害保険料の控除額の合計は最高25,000円、所得税では最高50,000円となりますのでご注意ください。	
		50,000円以下	支払金額×1/2		全額
	50,001円以上	一律25,000円	一律50,000円		
	旧長期損害保険料	5,000円以下	全額		全額
		5,001円～10,000円	支払金額×1/2 +2,500円		支払金額×1/2 +5,000円
		10,001円～15,000円			
15,001円～20,000円		一律10,000円	一律15,000円		
20,001円以上					
ひとり親控除(※1)		30万円	35万円	その年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の3つの要件全てに当てはまる人。①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと②生計を一にする子がいること③合計所得金額が500万円以下であること	
寡婦控除(※1)		26万円	27万円	その年の12月31日の現況で、ひとり親に該当せず、次のいずれかに当てはまる人。①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人②夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	
障害者控除	一般障害者		26万円	27万円	本人、配偶者控除の対象者又は扶養親族が障害者の場合※特別障害者とは、身体障害者手帳上1級又は2級と記載されている人や重度の知的障害者と判定されている人などが該当します。一般障害者は、特別障害者以外の障害を認定されている人などが該当します。
	特別障害者		30万円	40万円	
	同居特別障害者		53万円	75万円	
勤労学生		26万円	27万円	特定の学校の学生、生徒で勤労による所得があり、合計所得金額が75万円以下で、かつ勤労による所得以外の所得が10万円以下である場合	
扶養控除	一般扶養親族		33万円	38万円	生計を一にする親族(配偶者を除く)で合計所得金額が48万円以下の人がいる場合(※事業専従者を除く。) ・一般扶養親族(その年12月31日現在の年齢が16歳以上で、特定扶養親族、老人扶養親族に当てはまらない人) ・特定扶養親族(その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人) ・老人扶養親族(その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人) ※税法上、1人の親族を複数の方が重複して扶養することはできません。
	特定扶養親族		45万円	63万円	
	老人扶養親族	同居老親等以外	38万円	48万円	
		同居老親等	45万円	58万円	
	※16歳未満の扶養控除(市県民税33万円、所得税38万円)は廃止されています。				
雑損控除		災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合。詳しくは佐賀税務署(32-7511)へ。			
医療費控除		詳しくは添付の医療費の明細書裏面をご覧ください。			
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)		詳しくは添付のセルフメディケーション税制の明細書裏面をご覧ください。			

(※1) ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載のある者は対象外とします。

基礎控除	合計所得金額(納税義務者)		控除額(市県民税)	控除額(所得税)
	2,400万円以下		43万円	48万円
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円	32万円
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円	16万円
2,500万円超		0円	0円	



		居住者の合計所得金額（納税義務者）		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円（33万円）	26万円（22万円）	13万円（11万円）
	老人控除対象配偶者	48万円（38万円）	32万円（26万円）	16万円（13万円）
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	38万円（33万円）	26万円（22万円）	13万円（11万円）
	95万円超 100万円以下	36万円（33万円）	24万円（22万円）	12万円（11万円）
	100万円超 105万円以下	31万円（31万円）	21万円（21万円）	11万円（11万円）
	105万円超 110万円以下	26万円（26万円）	18万円（18万円）	9万円（9万円）
	110万円超 115万円以下	21万円（21万円）	14万円（14万円）	7万円（7万円）
	115万円超 120万円以下	16万円（16万円）	11万円（11万円）	6万円（6万円）
	120万円超 125万円以下	11万円（11万円）	8万円（8万円）	4万円（4万円）
	125万円超 130万円以下	6万円（6万円）	4万円（4万円）	2万円（2万円）
	130万円超 133万円以下	3万円（3万円）	2万円（2万円）	1万円（1万円）
	133万円超	0円（0円）	0円（0円）	0円（0円）

※（ ）内の金額は市県民税の控除額

## 所得金額調整控除

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

### 1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (※1) - 850万円) × 10% 【最大15万円】

(※1) 1,000万円を超える場合は1,000万円とする

### 2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額 (※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (※2)) - 10万円 【最大10万円】

(※2) 10万円を超える場合は10万円とする

※1と2の両方に該当される場合は、1の控除後に2の金額を控除します

## 新・旧 生命保険料控除額計算方法

納税者が一定の一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料を支払った場合には、一定の金額の生命保険料控除を受けることができます。

一般生命保険料	生存または死亡に起因して支払う保険金・その他給付金に係る保険料
介護医療保険料	入院・通院などにもなう給付部分に係る保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約を付加した個人年金保険に係る保険料

平成23年12月31日以前に締結した保険契約などに係る保険料と、平成24年1月1日以後に締結した保険契約などに係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。

### ● 控除額の計算方法

**旧契約** 平成23年12月31日までに締結した保険契約（一般・年金それぞれに適用）

年間の払込保険料	控除額（市県民税）
～15,000円	払込保険料の金額
15,001円～40,000円	払込保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	払込保険料×1/4+17,500円
70,001円～	一律35,000円

【一般・年金あわせて70,000円が限度】

年間の払込保険料	控除額（所得税）
～25,000円	払込保険料の金額
25,001円～ 50,000円	払込保険料×1/2+12,500円
50,001円～100,000円	払込保険料×1/4+25,000円
100,001円～	一律50,000円

【一般・年金あわせて100,000円が限度】

**新契約** 平成24年1月1日以後に締結した保険契約（一般・年金・介護医療それぞれに適用）

年間の払込保険料	控除額（市県民税）
～12,000円	払込保険料の金額
12,001円～32,000円	払込保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	払込保険料×1/4+14,000円
56,001円～	一律28,000円

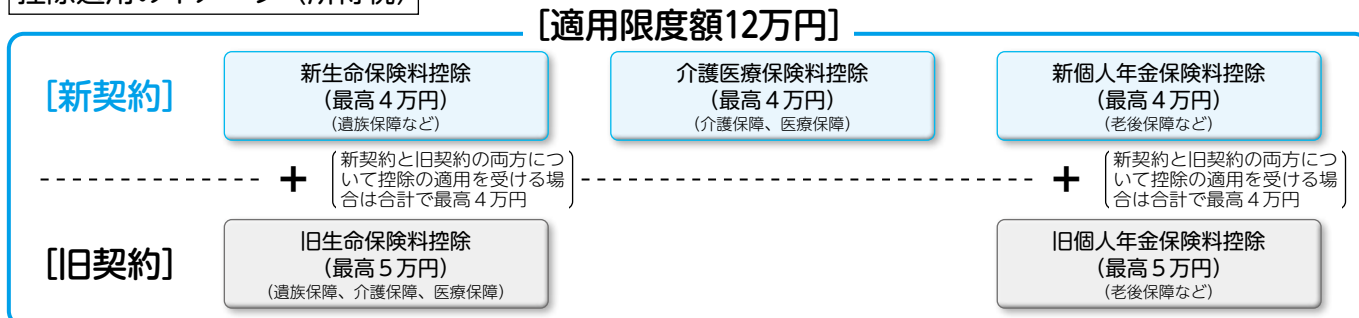
【一般・年金・介護医療あわせて70,000円が限度】

年間の払込保険料	控除額（所得税）
～20,000円	払込保険料の金額
20,001円～40,000円	払込保険料×1/2+10,000円
40,001円～80,000円	払込保険料×1/4+20,000円
80,001円～	一律40,000円

【一般・年金・介護医療あわせて120,000円が限度】

※旧契約と新契約のそれぞれで控除の適用を受ける場合は、新契約の控除額（所得税：40,000円、市県民税：28,000円）が限度となります。

#### 控除適用のイメージ（所得税）



## 上場株式等の所得に係る市県民税の課税方式の選択をお考えの方へ

上場株式等の譲渡所得および上場株式等の配当所得等（特定配当等）について、所得税の確定申告書において総合課税または申告分離課税として申告した場合は、原則として個人住民税も同様の申告方式が採用されますが、次の方式により課税方式を所得税と住民税で異なるものとすることができます。

上場株式等の配当所得	個人住民税（市県民税）が「道府県民税配当割額」として特別徴収されている特定配当等
上場株式等の譲渡所得	個人住民税（市県民税）が「道府県民税株式等譲渡所得割額」として特別徴収されている特定株式等譲渡所得

### ●選択できる課税方式

所得の種類	選択できる課税方式		
①上場株式等の配当所得	総合課税	申告分離課税	申告不要制度
②特定公社債等の利子所得	—	申告分離課税	申告不要制度
③上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座 内のもの)	—	申告分離課税	申告不要制度

### ●課税のしくみと他制度への影響

特定上場株式等の配当等については、所得税**15.315%**（復興特別所得税分含む）と住民税**5%**（配当割）の合計**20.315%**の税率で源泉徴収（特別徴収）されています。（源泉徴収がされる特定口座の上場株式等譲渡所得も同じ）

確定申告した場合は申告書第二表「住民税に関する事項」欄に5%分の特定上場株式等の配当割額や株式等譲渡所得割額を記入することで個人住民税の所得割から税額控除がされます。

一方で、申告不要とされている特定上場株式等の配当等を申告した場合、配偶者控除や扶養控除などの判定に用いる**合計所得金額に算入されることとなります**。これにより**扶養等の控除が受けられないことや、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料（負担割合を含む）などに影響が出る場合がありますのでご注意ください。**

### ●手続方法

所得税と住民税（市県民税）において異なる課税方法を選択する場合は、税務署への確定申告書の提出とは別に市町村へ市県民税申告書（選択方式選択用の付表を含む）の提出が必要です。市県民税申告書の様式は市役所税務課の窓口にてお受け取りいただくか、小城市ホームページよりダウンロードが可能です。その他の必要書類や、詳しい手続き方法についてはホームページ等をご確認ください。

### ●提出期限

**3月15日（月）まで**に小城市役所 税務課 に提出してください。

課税方式の選択については他制度への影響等を確認されたうえでご自身で判断していただく必要があります。各課税方式での試算は行っていませんのであらかじめご了承ください。

<参考>

## 市県民税について

市県民税は前年1年間（1月1日～12月31日）の所得に対して課される税で、1月1日現在小城市に住所がある方に課税されます。計算は、個人の所得（給与、公的年金、農林漁業、営業など）や所得控除（扶養控除、生命保険料控除など）の内容に応じて行い、6月に税額を決定します。

### ●計算方法

- ・所得割：課税標準額（前年所得－所得控除の合計）×税率（市6％、県4％）
- ・均等割：市3,500円（内、復興特別税500円）、県2,000円（内、復興特別税500円、森林環境税500円）

### 〔復興特別税の説明〕

東日本大震災をふまえ、全国の地方公共団体が実施する緊急防災・減災事業について、その財源を自主的に確保できるよう、国の地方税の臨時特例に関する法律により、平成26年度から10年間に限り、市民税と県民税の均等割の標準税率がそれぞれ500円加算されます。

$$\text{市県民税額} = \text{所得割} - \text{調整控除、税額控除など} + \text{均等割}$$

<参考> 国税庁ホームページより

## 所得税の税率

所得を合計した総所得金額から、所得控除の合計を引いた残りに税率をかけて計算します。

[令和2年4月1日現在法令等]

所得税の税率は、分離課税に対するものなどを除くと、5％から45％の7段階に区分されています。課税される所得金額（千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額です。）に対する所得税の金額は、次の速算表を使用すると簡単に求められます。

（平成27年分以降）

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円～ 194万9,000円	5%	0円
195万円～ 329万9,000円	10%	97,500円
330万円～ 694万9,000円	20%	427,500円
695万円～ 899万9,000円	23%	636,000円
900万円～1,799万9,000円	33%	1,536,000円
1,800万円～3,999万9,000円	40%	2,796,000円
4,000万円～	45%	4,796,000円

（注）例えば「課税される所得金額」が700万円の場合には、求める税額は次のようになります。

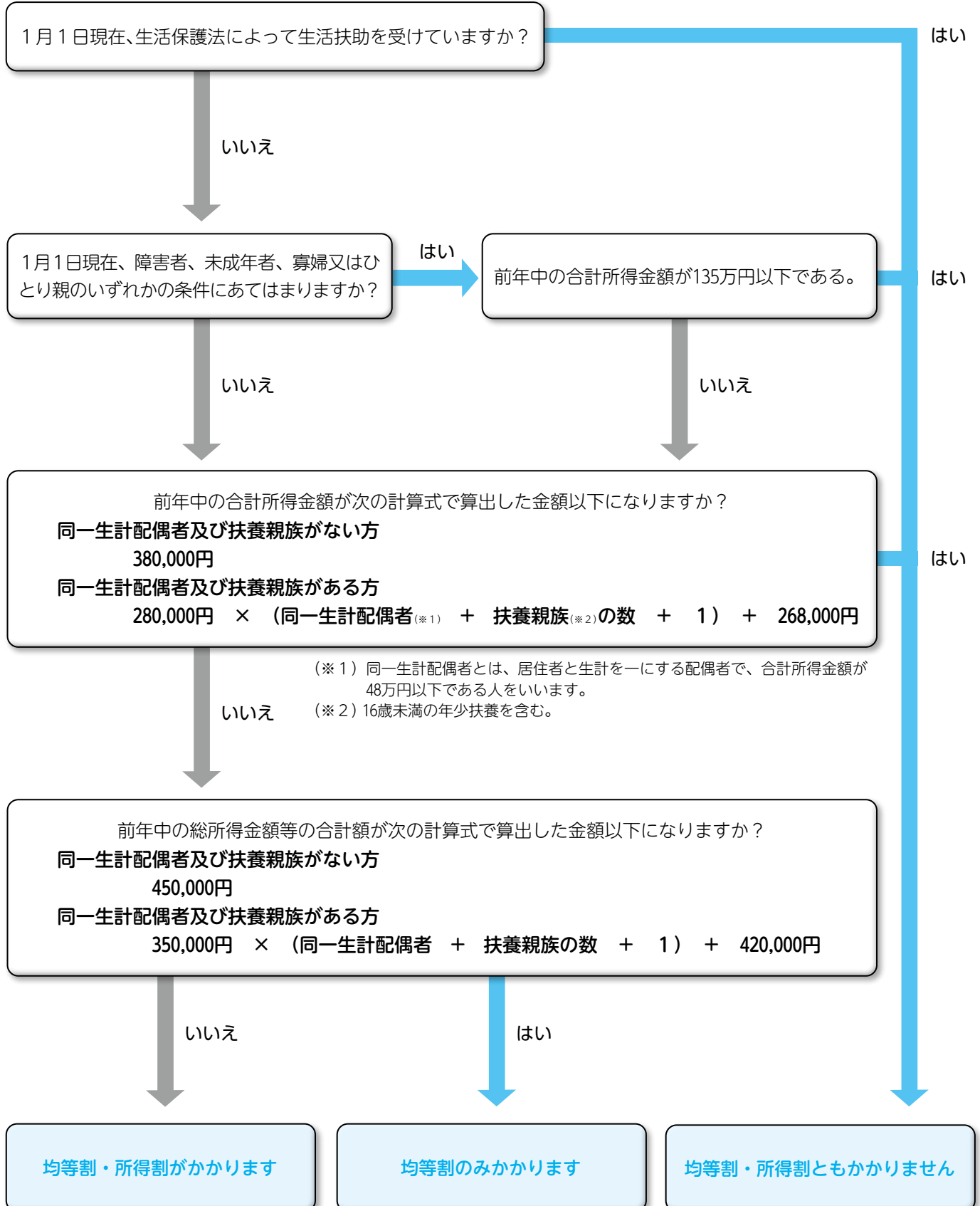
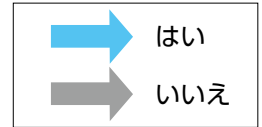
700万円×0.23－63万6千円＝97万4千円

※平成25年から令和19年までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税（原則としてその年分の基準所得税額の2.1％）を併せて申告・納付することとなります。



## ●個人市県民税がかかる人・かからない人

次の質問に答えて、どのような個人市県民税がかかるか試してみよう。



# 市県民税申告書の記載のしかた

申告フローチャート（2～3ページ）により、市県民税の申告が必要な方は、下記の記載例を参考に令和2年1月1日から12月31日までの所得や、控除の状況を記入してください。

第五号の四様式表面（第二条関係）

分離課税に係る所得等のある方は、「市県民税・国民健康保険税申告書（分離課税等用）」を合わせて提出してください。

## 令和3年度 市県民税 国民健康保険税 申告書

表

提出年月日 年 月 日	現住所 1月1日現在の住所 フリガナ オギ タロウ 氏名 小城 太郎 生年月日 明・大・昭 平・令 23.12.23 世帯主の氏名	整理番号	業種又は職業	電話番号 37-6103
提出年月日 年 月 日	個人番号 123456789000	続柄		

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 ⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除 ⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	控除額	円
⑳ 障害者控除	障害者の氏名、生年月日、障害の程度、級度	控除額	円
㉑～㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者控除	配偶者の氏名、生年月日、合計所得金額	控除額	円
㉓ 扶養控除	扶養者の氏名、生年月日、同居・別居の区分	控除額	万円
㉔ 16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名、生年月日、同居・別居の区分	控除額	円
㉕ 雑損控除	損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類	控除額	円
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	控除額	円

収入金額等	事業	営業等	ア	円
所得金額	雑	農業	イ	
	雑	不動産	ウ	
	雑	利子	エ	
	雑	配当	オ	
	雑	給与	カ	
	雑	公的年金等	キ	
	雑	業務	ク	
	雑	その他	ケ	
	雑	短期	コ	
	雑	長期	サ	
	雑	一時	シ	
所得金額	事業	営業等	①	
	事業	農業	②	
	雑	不動産	③	
	雑	利子	④	
	雑	配当	⑤	
	雑	給与	⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
	雑	業務	⑧	
	雑	その他	⑨	
	雑	合計	⑩	
	雑	総合譲渡・一時	⑪	
所得金額	合計	⑫		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑲		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
	配偶者（特別）控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉓		
	基礎控除	㉔		
	⑬から㉔までの計	㉕		
	雑損控除	㉖		
医療費控除	㉗			
合計	㉘			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◆ 令和2年中の収入がなかった方、収入が非課税収入（障害年金、遺族年金、雇用保険等）のみの方はこちらにご記入ください。

令和2年1月から12月までの収入状況で該当する番号を○で囲んでください。  
 ① 無収入であった      ② 非課税収入のみであった ⇒ 非課税収入の種類（該当するものを○で囲んでください）  
 障害年金・遺族年金・雇用保険・その他（      ）

## ★記入の際の注意事項

### ① 住所・氏名等について

住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号を記入し、押印してください（印鑑は認め印で可。）本人確認書類として、①マイナンバーカード、②通知カードと運転免許証、③マイナンバーが記載された住民票と運転免許証、この3つの内いずれかの写しを申告書に添付してください。また、令和3年1月1日時点の住所と現住所が異なる方は、令和3年1月1日時点の住所も記入してください。

### ② 収入状況について

給与・年金の収入のある方は7ページの計算表をもとに収入金額、所得金額をご記入ください。なお、源泉徴収票がある方は申告書に添付してください。

給与収入のある方で、源泉徴収票がない場合は、申告書裏面の「5. 給与所得の内訳」欄に記入してください。

営業等・農業・不動産の収入のある方は、収支を事前に計算し、裏面の「6. 事業・不動産所得に関する事項」に収入と必要経費の内訳を記入してください。なお、提出できる任意の収支計算書類をお持ちの場合は、これに代えることができます。

### ③ 所得控除について

8～10ページの主な所得控除一覧を参考に、該当する項目に金額などを記入してください。

社会保険料や生命保険料等の控除証明書があれば申告書に添付してください。

### ④ 扶養親族について

扶養親族がいらっしゃる方は扶養親族の氏名、生年月日、個人番号などをご記入ください。

申告者と扶養親族の方が別住所である場合は、裏面の「11. 別居の扶養親族等に関する事項」にその扶養親族の方の個人番号及び住所を記入してください。

扶養親族等の個人番号の確認は納税義務者本人が行うこととなります。

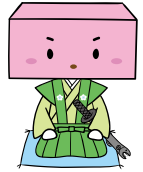
令和2年中に収入がなかった方、非課税収入（障害年金、遺族年金、雇用保険など）のみの方は、表面の下段点線以下の部分に記入し、ご提出ください。この場合、資料の添付は必要ありません。

# 申告日程カレンダー

●受付時間 午前9時～午後4時（全期間共通）

●受付会場（会場案内図は4ページ）

入場（案内）開始時間は  
午前8時です。



※各会場とも月曜日と火曜日が混みあいます。

※個々人で申告の内容が異なり、待ち時間も長くなる場合がありますのであらかじめご了承ください。

令和3年2月						
日	月	火	水	木	金	土
14	15	16	17	18	19	20
		小城会場：まちなか市民交流プラザ（対象：小城町全域） 「ゆめぶらっと小城」 （2階天山ホール（多目的ホール））				
		小城市役所 西館 2階（対象：牛津町・芦刈町全域）				
21	22	23	24	25	26	27
休日申告受付	牛津会場：牛津公民館（1階ホール） （対象：牛津町全域）		牛津会場：牛津公民館（1階ホール） （対象：牛津町全域）			
小城市役所 西館2階	小城市役所 西館2階 （対象：三日月町全域）		小城市役所 西館 2階（対象：三日月町全域）			
2月	令和3年3月					
28	1	2	3	4	5	6
休日申告受付	芦刈会場：芦刈保健福祉センターひまわり（集団指導室）（対象：芦刈町全域）					
小城市役所 西館2階	小城市役所 西館 2階（対象：小城町・三日月町全域）					
7	8	9	10	11	12	13
	小城市役所 西館 2階（対象：市内全域）					
14	15	16	17	18	19	20
	小城市役所 西館2階 （対象：市内全域）					